

亀山市告示第17号

亀山市児童手当事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年2月3日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市児童手当事務取扱要綱の一部を改正する告示

亀山市児童手当事務取扱要綱（平成26年亀山市告示第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第22条の2」を「第20条」に改め、同条第2項中「第22条の2」を「第20条」に、「第22条の3」を「第21条」に改める。

第11条第1項中「第22条の3」を「第21条」に改め、同条第2項中「第22条の2」を「第20条」に改める。

第12条第1項中「第22条の4」を「第22条」に改め、同条第3項中「第22条の2」を「第20条」に、「第22条の3」を「第21条」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。